

## 地域集会所の指定管理者の指定について

### 1 指定する施設

地域集会所 20箇所

### 2 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで(3年間)

### 3 指定管理者の概要

名称 一般財団法人墨田まちづくり公社

所在地 東京都墨田区京島一丁目38番11号

代表者 理事長 山崎 昇

(1) 沿革：昭和57年8月設立

(2) 事業の実績(自治体からの受託運営等)

曳舟文化センター(管理運営) 家庭センター・地区会館(指定管理)等

### 4 選定経過及び選定理由

#### (1) 募集等について

本施設は、地域住民により組織された管理運営協議会を中心に日常の運営が行われており、自治活動の振興とコミュニティの形成を目的とした上記事業者の関与が適切であるとともに、両者間に強い信頼関係が構築されていることから、公募をせずに管理・運営を代行させる施設とした。

#### (2) 選定作業

平成26年10月10日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目の事業提案について審査した。

#### (3) 選定理由

選定した事業者の事業提案は、利用者サービスの向上や利用者の増加策など、区が求める業務水準以上であるとともに、管理運営協議会と連携し、地域コミュニティの醸成に資する事業の提案がなされるなど、安定的な施設運営が十分に期待できるものであった。

以上のことから、本事業者は「地域集会所」の設置目的に合致するとともに、地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的なコミュニティの形成及び発展に資する着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を選定した。

### 5 事業計画の要点

#### (1) 管理運営の方針

ア 墨田区の特質である下町特有の人情に厚い町を継続発展させるために、地域集会所をコミュニティ活動の場として運営する。

イ 高齢化とマンション建設による新住民の増加等変化する地域の中で、区の持つ良質なコミュニティの継続を図るため、町会・自治会等との連携と協働により地域集会所を運営する。

#### (2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上

区立施設の行事に協力するなどコミュニティ活動の促進を図る。

地域行事の会場などに集会所も積極的な活用をすすめ、地域コミュニティ活動の拠点化を図る。

イ 効率的・効果的な施設の運営

一般利用者の促進を図るため、墨田区ホームページと公社ホームページをリンクさせ、利用の促進を図る。公社ホームページには、各施設の利用案内及び施設の写真等を掲載する。

マンション居住者へPRを行い、管理組合総会等の会合や行事の利用促進を図る。

指定管理料(提案額): 29,903,000円

ウ 事業計画の遂行能力

地域集会所管理運営協議会が受付・管理をする。なお、まちづくり公社職員がバックアップ体制をとる。

「苦情等窓口」を設置し、迅速適切に対応する。苦情等のうち重要な事項については、常務理事の指示を受け対応する。

## 審査結果

9名の委員による採点の合計点によって審査を行った。

| 評価項目・細目及び配点   | 一般財団法人<br>墨田まちづくり公社 |
|---|---------------------|
| 1 利用者サービスの向上 (40点×9人=360点)<br>(1)利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか<br>(2)施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか<br>(3)利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か<br>(4)利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか<br>(5)協治(ガバナンス)の取り組みを進める提案はあるか     | 248点                |
| 2 効率的・効果的な施設の運営 (36点×9人=324点)<br>(1)施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか<br>(2)利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か<br>(3)施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか<br>(4)提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか<br>(5)区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか  | 234点                |
| 3 事業計画の遂行能力 (24点×9人=216点)<br>(1)経営状況及び財政基盤は安定しているか<br>(2)職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か<br>(3)管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か<br>(4)個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか<br>(5)災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か | 166点                |
| 合計点(100点×9人=900点)   | 648点                |